

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第6条第2項について、本改正により、持株会RS等のインセンティブについて、その効果を高めるべく一会員に対し会社が100万円超の金銭債権を奨励金として付与し会員が拠出する事例が今後出てくる可能性があるが、この場合、「一回当たりの拠出金額」の一回の解釈について確認したい。例えば、RS割当に対する金銭債権の拠出と月例拠出についてそれぞれの拠出額は200万円未満であるが合算すると同月の拠出が200万円以上となる場合であっても、それぞれの拠出日が別日（同月内）であれば、金銭債権の拠出と月例拠出それぞれが一回当たりと理解してよいか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、通常は月例拠出と第三者割当に伴う拠出は別個の拠出と評価されるものであり、拠出日が同一であるか否かに関わらず、それぞれの拠出金額毎に「一回当たりの拠出金額」（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第6条第2項）を判断することになるものと考えられます。</p>
2	<p>有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第30条第7号及び第59条第9号について、本改正により、累積投資契約による株式等の買付が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合であって、一月当たり200万円に満たない場合には上場会社等の役員等による特定有価証券等の売買等の報告義務及びインサイダー取引規制の適用除外となるが、ここでいう累積投資契約は、いわゆる「株式累積投資（るいとう）」に限られるものかを確認したい。昨今の金融商品においては、「株式累積投資（るいとう）」によらずとも顧客と金融商品取引業者との間にて、（一定株数又は一定金額で毎週一回、毎月一回等）特定日での株式の買付コースをあらかじめ設定し、その後、その計画に従い顧客の個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる取引が存在するが、当該取引についても累積投資契約による株式等の買付ととらえ、一月当たり200万円に満たない場合であれば特定有価証券等の売買等の報告義務及びインサイダー取引規制の適用除外となると理解してよいか。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第30条第1項第7号及び第59条第1項第9号における「累積投資契約」は金融商品取引法第35条第1項第7号に規定する累積投資契約に限られております（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第1条第2項第15号）。</p>